

## 議案第3号

### 特定資産積立預金の取崩について（案）

広島県薬剤師会館の移転経費とするため、公益社団法人広島県薬剤師会積立預金規程第5条及び公益社団法人広島県薬剤師会特定費用準備資金及び資産取得資金取扱規程第5条の規定により、次の特定資産積立預金を取り崩すことについて、総会の承認を求める。

#### 特定資産

会館施設設備整備積立預金	12,528,535円
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894円
特定費用準備資金積立	43,525,302円
合 計	81,475,731円